

## 帯等における周波数共用に関する合意書

防衛省整備計画局サイバー整備課（以下、「甲」という。）及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構周波数管理室（以下、「乙」という。）は、帯（以下、「帯」という。）における甲のでの周波数使用と帯における乙の受信設備との周波数共用に関し、以下のとおり合意する。

### 第1条（混信発生の防止）

- 甲は、帯の使用に当たっては、本合意書（本合意書に付属する別紙1から別紙3までを含む。以下同じ。）の内容に従い無線設備を運用する。
- 甲は、甲の帯の使用により乙の受信設備への混信若しくはそのおそれがあると乙が認めた場合には、甲が本合意書に基づく無線設備の運用をしているか否かに関わらず、乙の通知により、甲は混信源の特定に向けた調査等を行う。
  - 甲が前項の調査等を実施する場合には、乙は必要な協力を行う。
  - 第2項の調査の結果、混信源が甲の使用によるものであり、かつ、その干渉量が乙の運用に支障を与えていることが明らかな場合、甲は混信回避の処置を速やかに行うと共に、混信回避に必要とされる甲の運用条件の設定について乙と協議する。
  - 前項の協議の結果、別紙3「与干渉側の」を変更する必要がある場合には、これを修正する。
  - 人命その他に係る緊急時において甲の通信手段が周波数共用する当該帯域のみに限られる場合、甲は第1条1項の条件によらず緊急対応の運用を行うことができるものとする。この場合、甲が第1条1項によらない緊急対応の運用を行った時は、その事実を速やかに甲から乙へ報告し、乙の運用の影響を確認する。混信を与えたことが確認された場合は、必要に応じ甲乙間で適切な措置をとるための協議を行うこととする。

### 第2条（対象無線設備の諸元）

本合意書において取り扱う与干渉及び被干渉の諸元を次のとおりとする。

- 与干渉側となる、甲が使用する無線設備の諸元 別紙1「与干渉諸元」のとおり
  - 被干渉側となる、乙が使用する無線設備の諸元 別紙2「被干渉諸元」のとおり
- 甲は、別紙1を変更する必要があると認め、かつ、別紙3を修正する必要があると認める場合には、乙に通知するとともに甲乙協議を行い、甲乙双方がそれぞれ必要な措置をとる。
  - 乙は、別紙2を変更する必要があると認め、かつ、別紙3を修正する必要があると認める場合には、甲に通知するとともに甲乙協議を行い、甲乙双方がそれぞれ必要な措置をとる。

### 第3条（周波数共用）

甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する状態をもって周波数共用を行うことを原則とする。

- (1) 甲の送信アンテナと乙の受信アンテナの距離が電波の見通し外となる位置関係を満たす状態
- (2) 甲の送信アンテナと乙の受信アンテナの間に遮蔽物が、確認される位置関係を満たす状態（遮蔽物とは、自然地形、人工物等により対象設備方向の水平面仰角が正の角度であることをいう）
- (3) 甲の [ ] 帯使用による干渉量が、乙の許容値を満足する状態

### 第4条（連絡窓口）

甲及び乙は、本合意遂行のための連絡窓口担当者を次のとおり定める。なお、連絡窓口担当者が異動等により変更する場合は、変更する当事者が相手方に対し速やかに通知する。

甲 : 整備計画局サイバー整備課 電波監理担当  
乙 : [ ]

### 第5条（合意内容の確認）

甲及び乙は、甲が本合意書に係る [ ] 帯の利用を開始する前に、両者間で本合意書の内容確認を目的とした協議を行うものとする。この協議は甲から乙への申し出により行う。

### 第6条（実証確認）

甲の [ ] と乙の受信設備間の影響評価について、電波発射を伴う実証確認の必要性を甲乙間で認めた場合は、実施に向けて協議し甲乙間で必要な協力を行うものとする。

### 第7条（守秘義務）

甲及び乙は、本合意書に基づき相手方から開示される資料又は情報等について、本合意書に係る業務目的のみに使用し、当該資料又は情報等の取扱いについては守秘義務を負う。

### 第8条（協議）

本合意書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙信義誠実の原則に従い協議し、円満に解決を図るものとする。

本合意の証として本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和6年10月23日

甲 東京都新宿区市谷本村町5-1  
防衛省整備計画局

サイバー整備課長 荒 心平



乙 東京都千代田区神田駿河台4-6  
御茶ノ水ソラシティ  
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構



与干渉諸元

甲が使用する無線設備の与干渉諸元を表 1-1 及び [ ] の設置場所を表 1-2 に示す。  
 なお、表 1-1 の電力諸元は、干渉検討に用いるため、代表となる局種別に整理しその最大値を示す。

表 1-1 与干渉諸元

局種別	[ ]
対象周波数 (MHz)	
運用範囲・設置場所	
最小仰角 (度)	
主軸利得 (dBi)	
放射特性	
空中線入力電力密度(dBW/Hz)	
偏波	

表 1-2 [ ] の設置場所

設置場所	東経	北緯
[ ]		

### 被干渉諸元

乙が使用する無線設備の被干渉諸元を表 2-1 及び図 2-1 に示す。

表 2-1 被干渉局の所在地

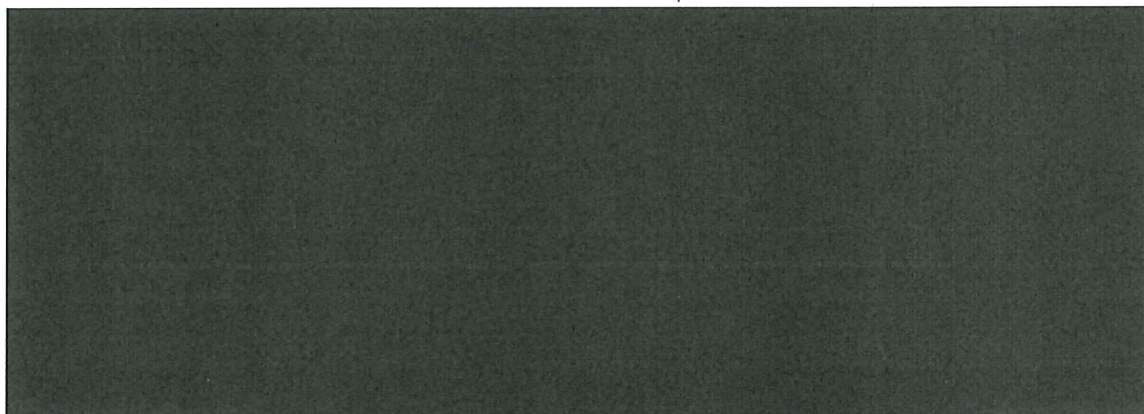
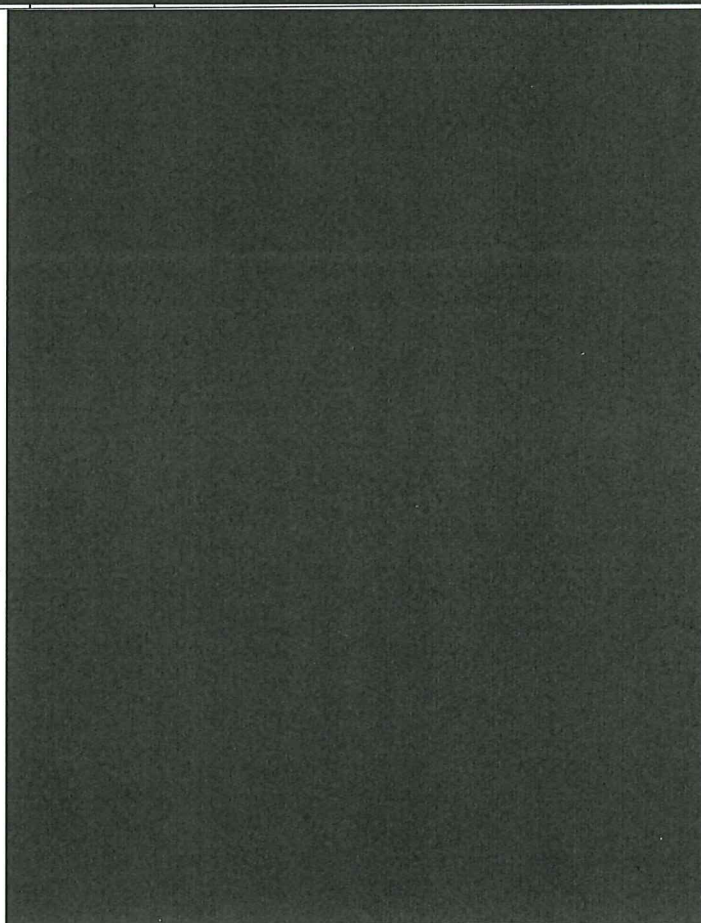
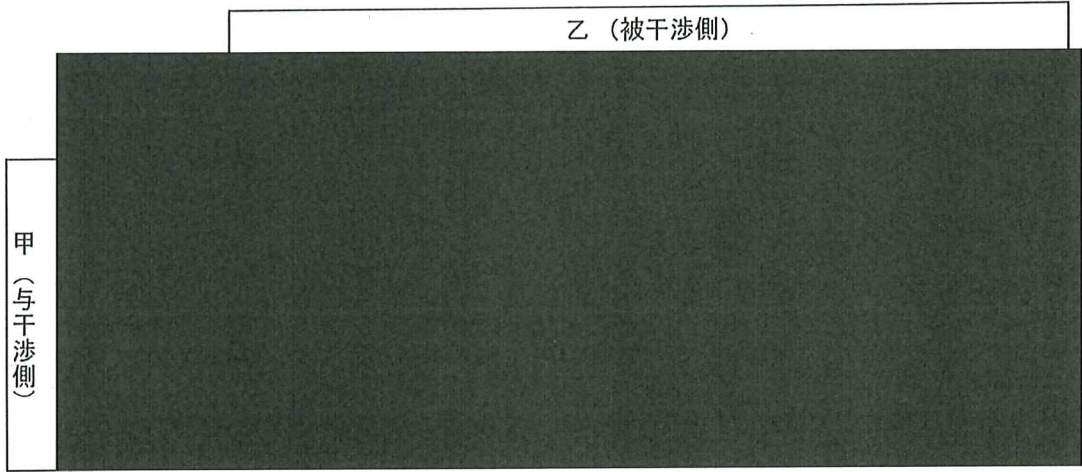
A large black rectangular redaction box covering the entire content of Table 2-1.

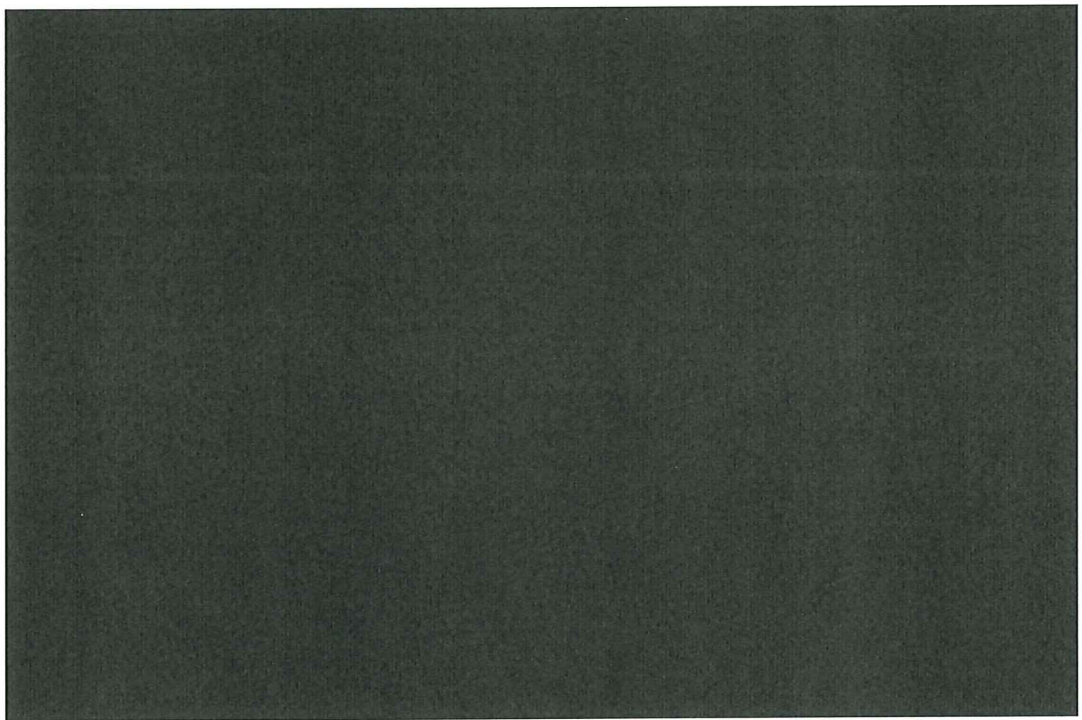
図 2-1 被干渉局の所在地

与干渉側の [redacted]

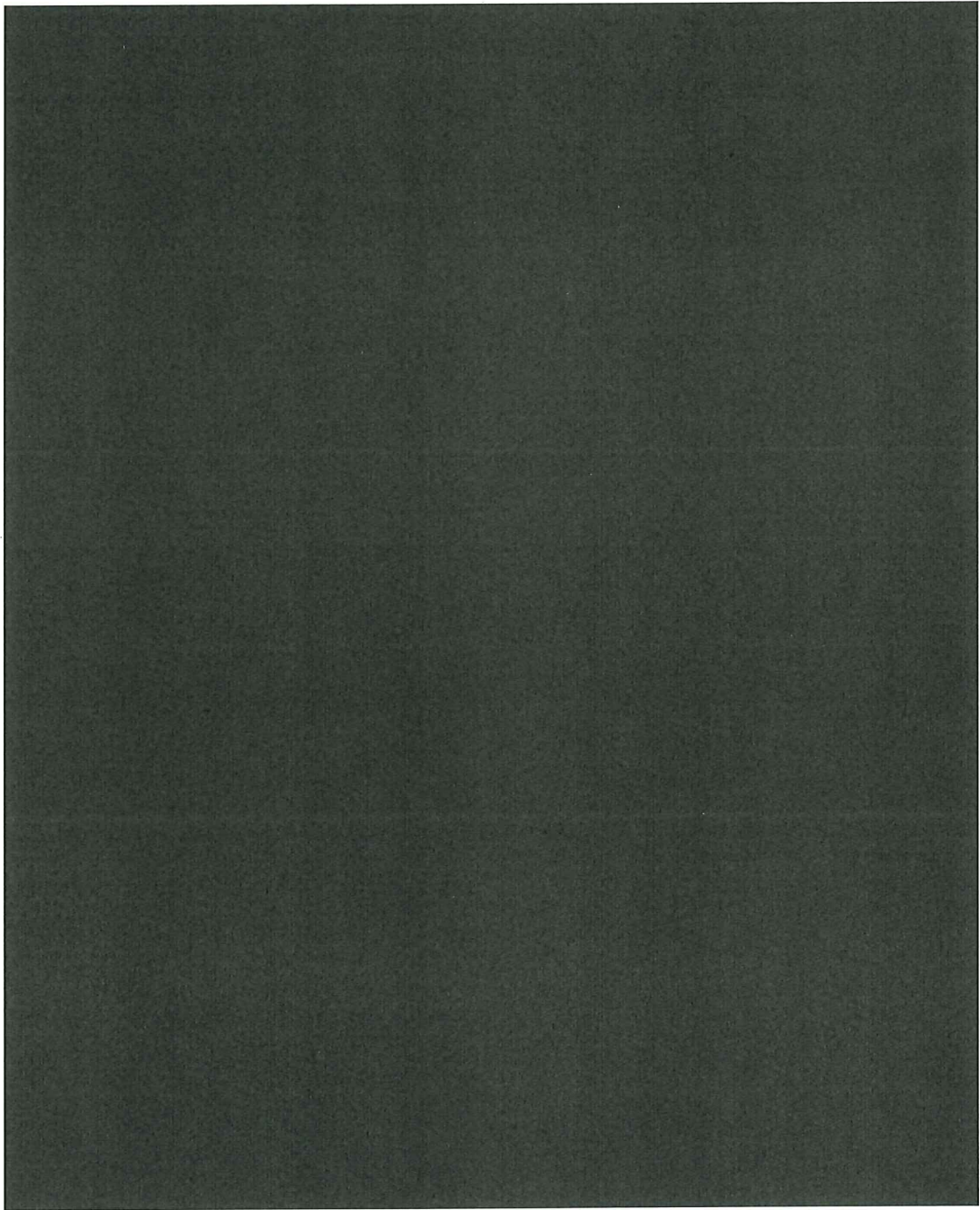
[redacted] 帯における甲の [redacted] を以下に示す。



※ 設置場所は、別紙 1 表 1-2 のとおり



[redacted]



以上